

福崎町建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領

（趣旨）

第1条

この要領は、福崎町建設工事の請負契約において、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という）のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な評価によって総合評価を行う方式（以下「総合評価落札方式（簡易型）」という）の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条

総合評価落札方式（簡易型）により入札を行う工事（以下「対象工事」という）は、次のいずれかに該当するものとする。

- （1）入札者の施工能力及び施工計画と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- （2）その他必要と認める工事

（総合評価の方法）

第3条

総合評価落札方式（簡易型）で定める評価の方法については、別記の「落札者決定基準」によるものとする。

（入札方法）

第4条

総合評価落札方式（簡易型）により入札を行うときは、一般競争入札及び指名競争入札とし、この要領により実施するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第5条

予算執行者は、総合評価落札方式（簡易型）により入札を行おうとするとき、落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（総合評価審査会の設置）

第6条

予算執行者は、総合評価落札方式（簡易型）の技術審査等を行うため、総合評価審査会を設置する。

2 総合評価審査会は下記の業務を行う。

- （ア）総合評価落札方式（簡易型）を行うことの適否
- （イ）総合評価落札方式（簡易型）における落札者決定基準の決定
- （ウ）技術資料に関する評価についての審査
- （エ）技術資料の評価結果への照会に対する審議

(入札参加資格設定)

第7条

予算執行者は、実施対象工事の入札に参加させようとする者の資格の設定については、福崎町建設工事等入札参加者審査会で審査を受けるものとする。

(入札参加者への周知)

第8条

予算執行者は、入札参加者に対し入札公告または入札説明書により次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式(簡易型)を採用していること。
- (2) 技術資料を提出すること。
- (3) 価格以外の評価項目及びその配点に関すること。
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 評価内容の担保
- (6) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
- (7) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

(資料の提出)

第9条

入札者は前条(2)の資料を入札参加資格確認資料の提出時にすべて提出しなければならない。

(落札者の決定方法)

第10条

予算執行者は、落札者を決定しようとするときは、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とし、学識経験者の意見を聴取した後に、落札者を決定する。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札候補者とする可能性がある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 入札者の評価項目に関する提案内容が最低限の要求要件を満たしていること。

ウ 評価値が基準評価値を下回らないこと。

エ 入札価格が最低制限価格以上の価格であること。

なお、基準評価値は、予定価格の算定の前提となる状態で付与される得点(標準点)を予定価格で除した数値とする。

2 評価値が最も高い者が2者以上いる場合は、くじ引きにより決定するものとする。

(落札者の決定通知及び公表)

第11条

落札結果の通知は、落札者決定後、できるだけ速やかに行う。

2 入札者は、前項の通知された日から5日以内に、自らの価格以外の評価点について様式1により照会を求めることができる。

3 予算執行者は、前項の照会に対し、総合評価審査会の審議に付して、様式2号により回答す

るものとする。

4 総合評価方式（簡易型）を実施したときは、落札者決定後、福崎町公共工事の公表に関する規程による公表項目に加え、評価値を公表することとする。

ただし、評価値は、予定価格の制限範囲内で最低制限価格以上の場合の案件のみ公表するものとする。

（価格以外の評価内容の確保）

第12条

落札者決定に反映させた技術資料の記載内容が工事施工にあたって十分に履行されていない場合には、工事成績を減点するものとする。

ただし、天候等やむをえないと認められる場合はこの限りではない。

2 総合評価に関して提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、工事成績評定点の減点又は契約の解除、及び指名停止等の措置を講じることができるものとする。

（技術提案に関する機密の保持）

第13条

予算執行者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱う。ただし、落札者の提案については、その概要について公表する場合がある。

2 提案者の了承を得ることなく、提案の一部のみを採用することはしない。

（その他）

第14条

予算執行者は、本試行要領の執行に関して疑義が生じた場合は、総合評価審査会において協議し対応するものとする。

附 則

この要領は、平成20年2月14日から施行する。

別記 「落札者決定基準」

入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の～の要件に該当する者のうち総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という）の最も高い者を落札候補者とし、学識経験者の意見聴取した後に落札者を決定する。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で予算執行者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

入札者の評価項目に関する提案内容が最低限の要求要件を満たしていること。

評価値が、基準評価値を下回らないこと。

入札価格が最低制限価格以上の価格であること。

なお、基準評価値は、予定価格の算定の前提となる状態で付与される得点（標準点）を予定価格で除した数値とする。

1 総合評価の方法

(1) 技術評価の「標準点」を100点とし「加算点」の満点は30点を基本とするが、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(2) 「加算点」の算出方法について

加算点は、次のア～ウの評価項目ごとに評価基準に基づき評価をおこなったものの合計点とする。

ア 施工計画

施工上配慮すべき事項の適切性

工程管理の適切性

品質の確認方法、管理方法の適切性

イ 企業の施工実績

過去5年間の同種・類似工事の施工実績の有無（国・公共団体の発注工事に限る。）

過去5年間の指定した工種における工事成績評定点の平均点(福崎町発注工事に限る。)

ウ 配置予定技術者の能力

過去5年間の同種・類似工事の施工実績の有無（国・公共団体の発注工事に限る。）

過去5年間の同種・類似工事の担当した役割

(3) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た「評価値」をもって行う。

評価値 = 「標準点（100点）+ 加算点（満点30点）」 / 入札価格（単位：億円）

2 (1) 評価の基準

評価項目		評価基準	配点	得点
施	施工上配慮すべき事項の適切性 (品質管理、安全管理、施工管理) ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	現場特性(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて重要な項目が記載され、適切であり、工夫が見られる	優 6点	/ 6点
		現場特性(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られる	良 3点	
		特に優れた記述なし	可 0点	
		不適	欠格	
工	工程管理の適切性	各工程の工期が適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られ、工期設定に余裕が見られる	優 6点	/ 6点
		各工程の工期が適切であり、工夫が見られる	良 3点	
		各工程の工期は適切である	可 0点	
		不適	欠格	
画	コンクリート、鋼材溶接部等の品質 の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現場特性(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて重要な項目が記載され適切であり、工夫が見られる	優 6点	/ 6点
		品質の確認方法、管理方法が現場特性(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られる	良 3点	
		特に優れた記述なし	可 0点	
		不適	欠格	
企 業 の 施 工 実 績	過去5年間の同種・類似工事の施工 実績の有無(国・公共団体発注)	同種工事の実績あり	2点	/ 2点
		類似工事の実績あり	1点	
		実績なし	0点	
	過去5年間の指定する工種における 工事成績評定点の平均点(福崎町 発注土木工事に限る)	75点以上	4点	/ 4点
		70点以上 75点未満	2点	
		65点以上 70点未満(工事成績なし含む)	0点	
		65点未満	- 1点	
配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	過去5年間の同種・類似工事の施工 実績の有無(国・公共団体発注)	同種工事の実績あり	2点	/ 2点
		類似工事の実績あり	1点	
		実績なし	0点	
	過去5年間の同種・類似工事の担当 した役割	監理技術者	4点	/ 4点
		主任技術者	2点	
		担当技術者	1点	
		なし	0点	
得点合計				30点

- 注1 評価項目については、工事の特性及び工事額によって、その都度組み合わせることができるものとする。また、総合評価審査会が特に必要と認めた場合は、上記項目以外の項目も採用することができる。
- 注2 各評価項目についての得点配分は、上記配点を基本とするが、その必要度及び重要度に応じて別途定めることができる。
- 注3 工事成績評定の平均点は、単価契約・災害応急仮工事は除くものとする。
- 注4 過去5年間の同種、類似工事の施工実績とは、過去5年間の技術資料提出日までに完成し、引渡し完了した国・公共団体が発注した工事をいう。
- 注5 配置予定技術者の施工経験とは、主任技術者、監理技術者、担当技術者として施工した経験をいう。
- 注6 配置予定技術者の能力でヒアリングを実施する場合は別途協議するものとする。

(2) 次のものは競争参加資格を失うか失格とする。

施工計画の技術資料の未提出者及び白紙提出者(1項目でも該当がある場合)

施工計画の技術資料の評価基準において、内容が適正であると認められない者(1項目でも該当がある場合)

価格以外の評価に関する加点(技術点)がマイナス点の場合。

別記

「評価内容の担保」

- 1 技術資料に記載された内容については、設計図書として取り扱うものとし、履行状況について、適切な時期に検査を行う。請負者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績を最大8点減じることとする。
また、悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定により、契約を解除する場合がある。

- 2 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された提案内容が履行できなかった場合は、請負者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。なお、申し出た理由が、請負者の責によらないと認められた場合は、工事成績評定の減点は行わないこととする。

様式1号

価格以外の評価に係る説明について（照会）

平成 年 月 日

予算執行者

様

1 説明を求める者の住所氏名

住 所

（郵便番号 電話番号 ）

商号又は名称

代表者名 印

2 説明の対象となる工事等名・箇所名

工事名

工事箇所名

3 内容説明を求める事項

様式 2 号

第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

住 所

商号又は名称

代表者氏名 様

予算執行者

印

価格以外の評価に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました件について、下記のとおり回答
します。

記

1 工事名

2 箇所名

3 回答内容

回答内容は評価指標毎の得点までとする。